

「日本共産党神奈川県議会議員団の議会運営に対する行為に対し更なる猛省を求める決議案」に対する共産党の反対討論に対する見解等

各 会 派 見 解 等

- 反対討論の中で、度々議会局とのやりとりについて述べているが、議会運営委員会等の場において会派間で協議、決定した結果でないものを、討論で言及すべきではない。
- 「終結発言」とは、事前に会派間で確認された「再質疑のあとにしめくくりの発言だけ一言述べること」であり、議長の1回目と2回目の発言の意味は当然同じであり、共産党は事実誤認している。
- 議長は、藤井（克）議員の発言が「終結発言」とは異なると判断し、再度「終結発言のみ認めます」と発言したものであり、共産党は事実誤認している。
- 結果として議長の議事整理権を侵害した事実が明白であり、共産党自身もこれを認めている以上、発言を続けたことはやむを得なかったとする理由はない。
- また、決議でも述べたとおり、議長の議事整理権を侵したことを認めたにもかかわらず、会議録からの削除を受け入れていないことは矛盾しており、このような行為は、円滑な議会運営に協力する姿勢が見られないばかりか、議長の権威をおとしめ、権限を軽視した行為であると指摘せざるを得ない。

議 会 局 見 解 等

- 共産党からの相談は、再質疑のあとにしめくくり発言をしたいという内容であり、会議規則第64条のただし書きに基づく発言（2回を超えて質疑を行う場合）の相談とは受け止めていない。しめくくり発言の過去の事例を示したのみである。
- 会議規則第64条のただし書に規定する議長の許可とは、議場における議長の発言許可を指すものであり、質疑の3回目の発言について、議長が事前に許可する性質のものではないと考える。
- 討論中、しめくくり発言をするため議会局を通じて議長に申し出たとあるが、本会議に先立ち、共産党の質疑のしめくくり発言について会派間で確認された結果を、議長に伝達したものである。